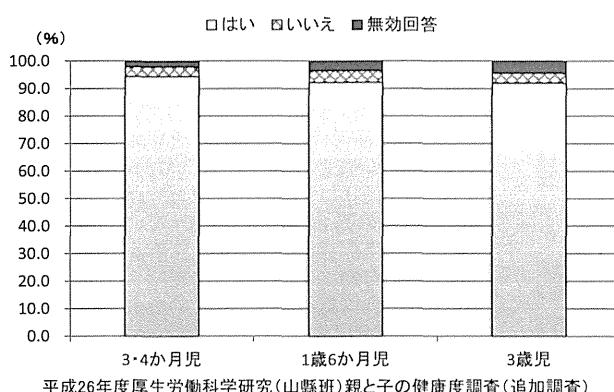


●乳幼児揺さぶられ症候群を知っている割合



<参考>

あなた、または、あなたのパートナーは、これまで赤ちゃんが激しく泣いたり騒ぎだしたりした時に、激しく揺さぶったことはありますか。
→(1. ない 2. これまでに何度がある 3. 頻繁にある)

3・4ヶ月児(人数(%))		
ない	13,042	(92.5%)
これまでに何度がある	127	(0.9%)
頻繁にある	5	(0.0%)
無効回答	920	(6.5%)
合計	14,094	

平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)

<参考>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 広報啓発DVD
赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html

<参考>乳幼児揺さぶられ症候群の認知

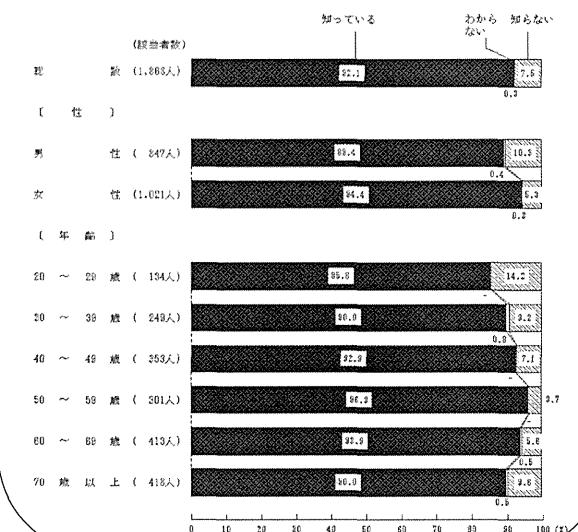
赤ちゃんの頭を激しく揺さぶることによって、赤ちゃんの脳に障害が起きる場合があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が92.1%、「知らない」と答えた者の割合が7.5%となっている。

性別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は50歳代で高くなっている。

母子保健に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室)

平成26年7月調査 2. 育児に関する認知

<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-boshihoken/2-2.html>



重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 6	指標の種類: 環境整備の指標
---------	----------------

指標名: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(新) (基盤課題A再掲)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
92.8%(平成25年度)	100%	—

調査方法

ベース ライン 調査	平成25年度母子保健課調査(市町村用) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問①: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。 →(はい: 1 いいえ: 0) ➢ 算出方法: 「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100 (参考設問) <ul style="list-style-type: none"> 設問②: 看護職等専門職(※)が母子健康手帳の交付を行っている。(はい: 1 いいえ: 0) ※看護職等専門職とは、看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)および、社会福祉士、心理職等の専門職。看護職以外の専門職が交付している場合は、回答欄に(はい: 1)を選択の上、備考欄に職種を記載。 設問③: 設問②で「はい」の場合は、看護職等専門職が交付している対象者。 → (1. 全員 2. 希望者 3. 必要と認められる者 4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ) 設問④: 設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」の場合、看護職等専門職への情報提供や連携を行っているか。 →(はい: 1 いいえ: 0)
	母子保健課調査(市町村用)(毎年度調査) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している(※)。 →(はい: 1 いいえ: 0) (※)「把握している」とは、アンケートを実施しているだけでなく、その情報に基づいて全員または必要な妊婦等に保健師等が個別支援する体制があること。 ➢ 算出方法: 「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100

目標設定の考え方

妊婦の身体的・精神的・社会的な状況を把握することは、母子保健の観点から重要である。そのため、(年間出生数が少ない村等で、アンケート等を用いず直接把握している実態を含め、)全市区町村において妊娠届出時に、妊婦の状況を把握する取組の状況を指標とする。平成25年度ベースライン調査では既に92.8%の市区町村で実施されているため、5年後に100%の実施を目指す。

平成25年度母子保健課調査(市町村用) 全市区町村数1,742か所

➤ 設問①:妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。

→(はい:1 いいえ:0)

回答結果:「はい」1,617か所、「いいえ」125か所

➤ 算出方法:「はい」と回答した市区町村数/全区町村数 × 100 = 1,617 / 1,742 × 100 = 92.8%

(参考設問)

設問②:看護職等専門職(※)が母子健康手帳の交付を行っている。(はい:1 いいえ:0)

「はい」1,623か所、「いいえ」119か所

「はい」と回答した市区町村の割合 = $1,623 / 1,742 \times 100 = 93.2\%$

※看護職等専門職とは、看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)および、社会福祉士、心理職等の専門職。

看護職以外の専門職が交付している場合は、回答欄に(はい:1)を選択の上、備考欄に職種を記載。

設問③:設問②で「はい」の場合は、看護職等専門職が交付している対象者。 有効回答1,620か所

→ (1. 全員 2. 希望者 3. 必要と認められる者 4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ)

1. 全員 $1,286 / 1,620 \times 100 = 79.4\%$

2. 希望者 $7 / 1,620 \times 100 = 0.4\%$

3. 必要と認められる者 $54 / 1,620 \times 100 = 3.3\%$

4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ $273 / 1,620 \times 100 = 16.9\%$

5. 無回答(3か所)

設問④:設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」の場合、看護職等専門職への情報提供や連携を行っているか。

→(はい:1 いいえ:0)

設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」と回答した市区町村数 89か所

「はい」と回答した市区町村数 77か所 $77 / 89 \times 100 = 86.5\%$

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:7 指標の種類:環境整備の指標

指標名:対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
% (平成26年度) (参考) 28.0%(平成23年度)	%	%

調査方法

調査名	「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。 調査時期が、平成26年12月予定。 データ公表時期が、平成27年11月頃予定。
-----	---

算出方法	
------	--

目標設定の考え方

目標は、ベースライン調査後に設定する。

(参考)

平成23年度に対象者(家庭)の全てに対して訪問を実施した市町村は451箇所(28.0%)であった(乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)全てに訪問した市区町村/対象者がいた全市区町村 × 100より算出)。

<参考>

<乳児家庭全戸訪問事業の実施率の年次推移>

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	1,247	72.2%	100.0%	40.0%
平成21年7月1日現在	1,512	84.1%	100.0%	57.1%
平成22年7月1日現在	1,561	89.2%	100.0%	61.8%
平成23年7月1日現在	1,613	92.3%	100.0%	61.8%
平成24年7月1日現在	1,639	94.1%	100.0%	64.7%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

- ・平成20年度：「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（次世代育成支援対策交付金交付決定ベース）
- ・平成21・22年度：雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- ・平成23・24年度：市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

乳児家庭全戸訪問事業の概要

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

- (1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
 - [1]育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - [2]親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2)訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体

市町村(特別区を含む。)

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 8	指標の種類: 環境整備の指標
---------	----------------

指標名: 養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
% (平成26年度)	%	%

調査方法

調査名	「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。 調査時期が、平成26年12月予定。 データ公表時期が、平成27年11月頃予定。
算出方法	

目標設定の考え方

目標は、ベースライン調査後に設定する。

<参考>

養育支援訪問事業の実施率の年次推移

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	799	45.3%	100.0%	15.8%
平成21年7月1日現在	996	55.4%	89.5%	17.9%
平成22年7月1日現在	1,041	59.5%	100.0%	26.9%
平成23年7月1日現在	1,098	62.9%	100.0%	32.5%
平成24年7月1日現在	1,172	67.3%	100.0%	32.5%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

・平成20年度:「育児支援家庭訪問事業」の実施状況(次世代育成支援対策交付金交付決定ベース)

・平成21・22年度:雇用均等・児童家庭局総務課調べ

・平成23・24年度:市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

養育支援訪問事業の概要

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

2. 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

(1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。

(2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。

(3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。

(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

3. 実施主体 :市町村(特別区を含む)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:9	指標の種類:環境整備の指標
--------	---------------

指標名:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をする体制がある県型保健所の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
30.3% (平成25年度)	70.0%	100%

調査方法

ベース ライン 調査	<p>平成25年度母子保健課調査(都道府県用)</p> <p>➤ 設問:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)(※)をしている県型保健所の数(箇所数)。</p> <p>(※)例えば、支援対象者や目的・運営ルールを明確に定め、公的責任において個別支援との両輪で支援を行っている等。</p> <p>➤ 算出方法:支援をしていると回答した県型保健所数/全県型保健所数 × 100</p>
------------------	--

調査方法	
ベース ライン 調査後	<p>母子保健課調査(都道府県用)(毎年度調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設問:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援^(※)をしている。→(1. はい 2. いいえ) (※)支援とは、支援の必要な親を対象としたグループ活動を直接行っている場合だけではなく、市町村が行っている親のグループ活動(例えば、支援対象者や目的・運営ルールを明確に定め、公的責任において個別支援との両輪で支援を行っている等)を評価し、支援を行っている場合も含む。 ➤ 算出方法:「1. はい」と回答した県型保健所数/全県型保健所数 × 100
目標設定の考え方	
<p>ハイリスク親支援グループの運営は、母子保健活動の中での児童虐待対策の一つと位置づけられている。</p> <p>ベースライン調査では、最終評価時に調査・分析上の課題とされた対象者を明確にした実施率を把握することができた。妊娠期からの虐待防止対策の中で、より早期からの関わりは重要であり、市町村や関係機関が行っている活動への支援も含め、広域的な立場で保健指導にあたる全ての県型保健所において実施される必要があることから、10年後の目標を100%と設定した。</p>	

平成25年度母子保健課調査(都道府県用) (全県型保健所数370か所(平成25年度))																			
<p>○設問:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の数(箇所数)…112か所</p> <p>支援をしていると回答した県型保健所数/全県型保健所数 × 100</p> $= 112/370 \times 100 = 30.3\%$																			
<p>(参考) (市町村用) 全市区町村数 1,742か所</p> <p>○設問:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援をしている。→(1.有 2.無)</p> $\text{「1.有」と回答した市区町村数} / \text{全市区町村数} \times 100 = 159/1,742 \times 100 = 9.1\%$																			
<p><参考> ハイリスク親支援グループ</p> <p>サポート・グループ型の親グループは、「親支援グループ(鷺山、2006)、Parent Support Group(中板、2008)」</p> <p>親教育グループを「親支援グループ」と記載するものが散見されている</p> <p>グループを「何でもあるいは何かしら」や「ればいいのではなく、ターゲットに見合ったグループ手法をとる必要がある。」</p> <p>虐待予防の視点から ハイリスクと判断された親支援は、「指導ではなく支援」</p> <p>地区担当保健師によるアセスメントと個別の支援計画、グループへの適応の有無の判断があつてはじめて、グループは有効に機能するものとなる。「グループに参加したい人」ではなく「保健師からみてグループに参加させたい人」を誘導し選択的に参加するグループでなければならぬ。(第7回「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会中板委員提出資料)</p>																			
<p><旧指標4-17></p> <p>育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合(母子保健課調べ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1回中間評価</th> <th>第2回中間評価</th> <th>最終評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46.0%(194か所)</td> <td>45.5%(175か所)</td> <td>31.3%(116か所)</td> </tr> <tr> <td>(参考値) 70.1%(54か所)</td> <td>(参考値) 70.6%(60か所)</td> <td>(参考値) 75.3%(70か所)</td> </tr> <tr> <td>政令市・特別区の割合</td> <td>政令市・特別区の割合</td> <td>政令市・特別区の割合</td> </tr> <tr> <td>(参考値) 40.8%(938か所)</td> <td>(参考値) 36.5%(622か所)</td> <td>(参考値) 33.1%(542か所)</td> </tr> <tr> <td>市町村の割合</td> <td>市町村の割合</td> <td>市町村の割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>【最終評価】</p> <p>数値評価では悪化しているが、都道府県の保健所の事業のみを対象とする指標の立て方に起因している可能性が高い。現実には、育児不安・虐待親のグループの活動の支援が広まっている可能性も高いため、「評価できない」とした。</p> <p>【調査・分析上の課題】</p> <p>育児不安対象者へのグループと虐待をした親へのグループの活動支援については、運営上区別して実施されている場合もあり、両者を分けた調査が必要である。</p>		第1回中間評価	第2回中間評価	最終評価	46.0%(194か所)	45.5%(175か所)	31.3%(116か所)	(参考値) 70.1%(54か所)	(参考値) 70.6%(60か所)	(参考値) 75.3%(70か所)	政令市・特別区の割合	政令市・特別区の割合	政令市・特別区の割合	(参考値) 40.8%(938か所)	(参考値) 36.5%(622か所)	(参考値) 33.1%(542か所)	市町村の割合	市町村の割合	市町村の割合
第1回中間評価	第2回中間評価	最終評価																	
46.0%(194か所)	45.5%(175か所)	31.3%(116か所)																	
(参考値) 70.1%(54か所)	(参考値) 70.6%(60か所)	(参考値) 75.3%(70か所)																	
政令市・特別区の割合	政令市・特別区の割合	政令市・特別区の割合																	
(参考値) 40.8%(938か所)	(参考値) 36.5%(622か所)	(参考値) 33.1%(542か所)																	
市町村の割合	市町村の割合	市町村の割合																	

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:10 指標の種類:環境整備の指標

指標名:要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
% (平成26年度)	%	%

調査方法

調査名	「子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。 調査時期が、平成26年12月予定。 データ公表時期が、平成27年11月頃予定。
-----	--

算出方法	
------	--

目標設定の考え方

目標は、ベースライン調査後に設定する。

<参考データ>要保護児童対策地域協議会への関係機関の参画状況

	都道府県					指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成23年4月) ※被災3県除く
	市・区 (30万以上)	市・区 (10~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数	63	205	519	726	179	22	1,714 (100.0%)	1,587 (100.0%)
産科医療機関	18	48	66	32	2	8	174 (10.2%)	— (—)
医師会(産科医会・小児科医会以外)	61	192	439	301	27	21	1041 (60.7%)	998 (62.9 %)
産科医会	12	16	17	4	—	1	50 (2.9%)	— (—)
看護協会	4	3	6	-	1	2	16 (0.9%)	18 (1.1%)

平成23年度 市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室調べ) より一部抜粋

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策		
指標番号:11	指標の種類:環境整備の指標	
指標名:関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
54.9%(平成25年度)	80.0%	100%
調査方法		
ベース ライン 調査	<p>平成25年度母子保健課調査(市町村用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問:関係団体(※1)の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動(※2)を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →(1.はい 2.いいえ) (※1)都道府県や市町村の要保護地域対策協議会とその関係団体等。 (※2)都道府県や市町村が実施する児童虐待に関する関係者向け研修会や市民向け講座などの開催、オレンジリボンをはじめとする啓発活動、その他広報活動等。 ➢ 算出方法(市町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100 	
ベース ライン 調査後	<p>母子保健課調査(市町村用)(毎年度調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問:関係団体(※1)の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動(※2)を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> →(1.はい 2.いいえ) (※1)地方公共団体の要保護地域対策協議会とその関係団体等。 (※2)地方公共団体が実施する児童虐待に関する関係者向け研修会や市民向け講座などの開催、オレンジリボンをはじめとする啓発活動、その他広報活動等。 ➢ 算出方法(市区町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100 <p>※都道府県についても、実施状況は引き続き把握していく(詳細は次頁参照)。</p>	

目標設定の考え方
<p>ベースライン調査では、都道府県は100%の実施であったため、市区町村について目標値を設定することとした。地方公共団体には、児童虐待の啓発に努める責務があることから、すべての市区町村において、広報・啓発活動が実施され、最終的には100%となることが求められる。</p> <p>なお、都道府県については、ベースライン調査において、全ての都道府県で実施されていたため、ベースライン値や目標は定めないものの、実施状況は引き続き把握していくものとする。</p>

平成25年度母子保健課調査

- ・結果(全市区町村数1,742か所):はい(957か所)・いいえ(785か所)
- ・結果(都道府県):はい…47か所、いいえ…0か所
- 算出方法(市区町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100 = $957/1,742 \times 100 = 54.9\%$
- 算出方法(都道府県):「1. はい」と回答した都道府県数/全都道府県数 × 100 = $47/47 \times 100 = 100\%$

……関係団体との協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の活動例……

北海道滝川市

- コスモスマラソンにおける啓発活動
参加選手及び関係職員にオレンジリボンを配布し会場内にて啓発
- 紙袋ランターンフェスティバルの啓発
オレンジリボンの形にランターンを並べ、会場にてオレンジリボンを来場者に配布し啓発

埼玉県

- 企業450社を訪問、オレンジリボン運動等に協力依頼
- 大型ショッピングモール、道の駅などでイベント開催
県内40箇所で、オレンジリボン運動及び児相全国共通ダイヤルの周知実施。
- 県広報誌での啓発
オレンジリボン憲章、児相全国共通ダイヤル、乳幼児揺さぶられ症候群について周知。
- オレンジリボン運動に関するトークショーの開催
公開収録イベントとあわせて啓発活動を実施

大分県

- 児童虐待予防を呼びかける新聞広告の掲載
- 子育て電話相談(いつでも子育てほっとライン)周知
TVスポット放送やラッピングバスの運行、チラシ・マグネットプレート等配布。
- 県内4大学で「ライフデザイン講座※」を開講。
※若い世代が命を次代に伝え、育んでいくことの大切さと家庭を築くことの意義について理解を深める目的

平成25年度における児童虐待防止に関する取組の実施(予定)状況についての調査(雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

山形県

- オレンジスマイルキャラバン
集客力のあるイベント・施設(産業まつり、イオン、モンテディオ山形スタジアム等)で、来場者がメッセージ入りオレンジリボンを作成し、ツリーを装飾するイベントを開催。スタジアムでは、選手及びチームマスクottと一緒にツリーを作成し、試合開始前に児童虐待防止についてPR。
- オレンジリボンBIGツリーの展示
キャラバンで寄せられたメッセージ入りリボンをBIGツリーに集約し、交流施設に展示。
- 文翔館(旧県庁及び議事堂)をオレンジ色にライトアップ
この他、「オレンジリボン大使任命式」や「オレンジリボンのテレビCM放送」、「オレンジリボンカップ モンテとフトサル」なども開催。

小松市

- 虐待防止に関する研修会や講習会を開催
小松市保育連絡協議会と連携し、支援コーディネーターや保育士等を対象に、虐待防止に関する研修会や講習会を開催。
- 小松市のゆるキャラとコラボし啓発
オレンジリボンのコラボオリジナル缶バッジを作成し、ショッピングモール等で、ゆるキャラと一緒に児童虐待に関するグッズ、チラシ等を配布。

福岡市

- 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の取組を集約
市と関係24団体の取組を集約し広報、相談窓口の周知。
- 福岡ソフトバンクホークスと連携
応援メッセージを掲載した相談窓口の周知ポスターを作成し、市の機関や関係機関に掲示。

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:12	指標の種類:環境整備の指標
---------	---------------

指標名:児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
(参考) 572か所(平成25年度)	三次と二次救急医療機関の50%	全ての三次と二次救急医療機関数

調査方法

ベース ライン 調査	平成25年度母子保健課調査(市町村用) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問:児童虐待に対応する体制を整えている医療機関(※)の数(市内にある該当医療機関数(箇所数)) <ul style="list-style-type: none"> (※)例えば特定妊婦や要支援家庭、児童虐待の発見や対応に関する委員会等の組織の設置や、対応マニュアルの作成、外部機関との連絡窓口の明確化をしている医療機関。 ➢ 算出方法:該当する医療機関数を計上
ベース ライン 調査後	母子保健課調査(都道府県用)(毎年度調査) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設問:三次救急医療機関と二次救急医療機関のうち、次の①と②の両方を満たす医療機関の数(箇所数) <ul style="list-style-type: none"> ①外部機関との連携窓口を明確にしている。 ②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアル、または職員対象の児童虐待に関する研修がある。 ➢ 算出方法:①と②のいずれにも該当する医療機関数を計上 <ul style="list-style-type: none"> ※参考 (医政局地域医療計画課調べ 平成25年3月31日時点) 三次救急医療機関(259施設) + 二次救急医療機関(2,904施設) = 3,163施設

目標設定の考え方

医療機関での児童虐待事例への対応は、生命に直結する救急医療においても、特定妊婦や周産期医療における予防的な関わりにおいても、さらに被虐待児とその家族への心の診療においても重要な位置を占める。「健やか親子21(第2次)」の指標に位置付け、国や県がモニターすることで、医療機関の取組を推進する必要がある。

ベースライン調査は、市町村を対象に実施したため、同一の医療機関を複数の地方自治体が重複して回答している可能性があるため、今後の調査では、都道府県調査において把握することとする。児童虐待に対応する体制は、本来全ての医療機関において整える必要があると考えられるが、まずは三次と二次救急医療機関で着実に体制整備を促すため、これらを調査対象とする。

今後の調査結果をもとに、中間評価においては、三次や二次救急医療機関が、「地域の医療機関と連携をとっているか」という視点も入れた検討も求められる。

<ベースライン調査結果>

- ・設問:児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(市内にある該当医療機関数を入力)
- ・結果:全国で572か所

※調査対象市区町村1,742か所のうち、各市町村内に1か所以上の医療機関がないと回答した市区町村は1,170か所(自由記載欄に未把握と記載のあった自治体を含む)。つまり、67.2%の市区町村内には、当該医療機関が1か所もない(もしくは未把握等)。

<参考>

◆児童虐待対応院内組織の整備状況(N=86)

	病院数	率
あり	32	37.2%
設置予定	9	10.5%
予定なし	45	52.3%

◆設置した理由(複数回答)(N=32)

	病院数	率
現場職員からの要望	10	31.3%
外部からの要請	0	0.0%
通告など法的対応のため	9	28.1%
臓器移植法への対応	18	56.3%
もれなく早期発見するため	17	53.1%
チーム医療を進めるため	13	40.6%
他機関連携のため	5	15.6%
その他	6	18.8%

◆院内組織の活動の内容 (N=32)

	行っている		今後行いたい	
	病院数	率	病院数	率
病院の方針を決める	26	81.3%	1	3.1%
虐待対応のための実働サポート	27	84.4%	1	3.1%
病院スタッフへの対応助言	22	68.8%	2	6.3%
関係機関への連絡調整	28	87.5%	0	0.0%
個別カンファレンス	24	75.0%	2	6.3%
定例カンファレンス	12	37.5%	2	6.3%
予後把握	7	21.9%	7	21.9%
その他	2	6.3%	0	0.0%

◆児童虐待対応院内マニュアルの有無について(N=86)

	あり		なし	
	病院数	率	病院数	率
設置済み	28	32.6%	4	4.7%
設置予定・検討中	0	0.0%	9	10.5%
予定なし	4	4.7%	41	47.7%

平成25年度医療機関児童虐待対応体制等実態調査(愛知県健康福祉部児童家庭課)
 ・対象:平成24年10月1日現在、愛知県内で小児科を標榜し小児科一般診療を行っている107病院
 ・回答:86病院　・実施:平成25年7~8月

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:参1	指標の種類:参考とする指標
---------	---------------

指標名:児童相談所における児童虐待相談の対応件数

ベースライン	調査名
--------	-----

66,701件 (平成24年度)	福祉行政報告例
------------------	---------

調査方法

調査名	福祉行政報告例 (児童相談所における児童虐待相談の対応件数)
-----	--------------------------------

算出方法	
------	--

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策	
指標番号:参2	指標の種類:参考とする指標
指標名:市町村における児童虐待相談の対応件数	
ベースライン	調査名
73,200（平成24年度）	福祉行政報告例
調査方法	
調査名	福祉行政報告例（市町村における児童虐待相談の対応件数）
算出方法	

2014年度における健やか親子21公式ホームページの展開

研究協力者 薬袋 淳子（岐阜医療科学大学保健科学部）

研究協力者 山田 七重（山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座）

研究協力者 吉岡 名保恵（山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座）

研究代表者 山縣 然太朗（山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座）

本研究の一環として、2001年度より構築・運営してきた健やか親子21公式ホームページは、14年間の歩みとして88万件を超えるアクセス数を得ている。このホームページの主な展開と、搭載している「取り組みのデータベース」「母子保健・医療情報データベースの運営状況」について2014年度の結果を報告することとした。

本ホームページは、基本的に週に1回の更新を行ない、その主な内容とアクセス数を中心に詳細を報告する。更新に伴い、各班員、また健やか親子21メーリングリスト会員に通知文を送り、情報の共有、および情報交換を行なっている。各データベースは、Web公開された2001年4月以降、現在まで安定したアクセス数を得ている。取り組みのデータベースは、全国の事業を参照しながら事業計画を立案するためのツールとして活用されている。また、母子保健・医療情報データベースは、専門職における利用度の高いツールとして好評を得ている。

A. 研究目的

本研究班では、「健やか親子21」の推進を目指した、母子保健サービス実施の情報収集と供給体制の整備のために、健やか親子21公式ホームページを構築し、基本的に毎週1回運営している。そこで、本ホームページで主に搭載している「取り組みのデータベース」や「母子保健・医療情報データベース」などの詳細について報告することを目的とする。

B. 研究方法

「健やか親子21公式ホームページ」の主な展開内容と、「取り組みのデータベース」に登録された今年度の分析結果、母子保健・医療情報データベースの運営、利用状況を把握し分析した。

1. ホームページの運営状況の把握

ホームページ管理担当者が更新の機会毎に、

ホームページ内の更新履歴のページに日付、および内容を記録している。これらの記録により、ホームページの運営状況について把握した。

2. 掲載する情報収集の方法

厚生労働省、文部科学省、内閣府など省庁から出される情報のほか、報道などで社会的に話題になった情報などについても積極的にリサーチした。

- ① 「健やか親子21」の掲げる各課題に関連する情報を、省庁の中から重点的に収集した。厚生労働省、文部科学省、内閣府は常に、必ず情報確認を行い、かつ必要に応じて、経済産業省（ライターによる子どもの火遊び対策など）、国土交通省（鉄道でのベビーカー利用時の注意喚起、チャイルドシート着用啓発など）の情報も確認した。
- ② 特に、子どもの事故については、人命に関わるため、厚生労働省からの情報以外に、国民生活センターや消費者庁から発表さ

- れる製品のリコールなどからも最新の情報収集を心がけ、迅速に掲載した。
- ③ 新型インフルエンザの流行が懸念された時期や、東日本大震災後などには、適切な情報が混乱なく伝わるよう、臨時の更新をするなどして情報提供に努めた。
- ④ いじめによる自殺予防や、妊婦の風疹予防、給食のアレルギー対策など、社会的な問題として世間の関心が高く、ただちに啓発が求められる事項には、積極的に情報掲載を進めた。
- ⑤ 健やか親子21推進協議会参加団体の動向にも着目し、各課題に関する情報が掲載された場合は、健やか親子21のホームページでも紹介を行った。またシンポジウムや研修会などの情報も積極的に収集した。
- ⑥ 子ども・子育て支援新制度など、国の子育て支援の動きについても随時、掲載した。

3. 取り組みのデータベースに登録された内容についてのまとめ

全国の地方自治体から提供された、取り組み事業について事業掲載数を、都道府県別、「健やか親子21」課題別（①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減）に把握した。

4. 母子保健・医療情報データベースの運営、利用状況

母子保健・医療情報データベースは、Web公開された2001年4月以降、今まで14年間にわたって運営してきた。その内訳について把握し、データベースの利用状況は、把握する一つの指標として、アクセス数を用いた。

C. 結果および考察

1. 健やか親子21ホームページの運営状況

更新は原則として、週1回以上行った。「健やか親子21」に関する情報として更新し、リアルタイムな情報提供ができ、アクセス数に反映したと考える。今回は、健やか親子21ホームページの全コンテンツへのアクセス数の近年5年間分をグラフ化した（ただし画像ファイルへのアクセス数は反映しない）ものを、図2・3に示す。これを見ると、毎年明らかにアクセス数が増えていることがわかる。本ホームページの更新にあたっては、C-3-1に基づき行ったものである。

2. 健やか親子21公式ホームページ更新内容の内訳（2014.4.6～2015.3.1）

2014年4月6日から2015年3月1日まで、ほぼ毎週1回の更新を行い、309件の情報提供を行った。2014年度の特徴としては、乳幼児の事故対策や学校の安全対策、子ども・子育て支援制度の話題が、他の年に比べて多く目立った。B-2に示した方法により、具体的には健やか親子21の各課題に関するトピックスについて情報提供を行った。掲載した情報を課題別に分類した結果は次の通りである（日付は掲載日）。

【課題1】思春期の保健対策の強化と健康教育の推進（更新総数83件）

自殺対策…12件、飲酒・喫煙対策…2件、薬物乱用…6件、生活習慣改善…11件、学校の安全対策…13件、学校保健…12件、情報モラル・インターネット教育…4件、子ども・若者育成支援…1件、非行・問題行動…3件、学校給食・アレルギー問題…4件、放課後児童クラブ…3件、体力・運動能力…2件、その他…10件

【課題2】妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援（更新総数31件）

妊娠・出産…13件、母子保健…5件、妊婦の風疹対策…2件、不妊治療…1件、働く女性の妊娠・出産…4件、母乳育児…2件、妊婦の禁煙…1件、産婦人科医…3件

【課題 3】小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備（更新総数 80 件）
SIDS…2 件、予防接種…8 件、子どもの事故防止…49 件、小児保健…13 件、乳幼児の栄養…4 件、小児科医の確保…2 件、虫歯対策…2 件

【課題 4】子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減（更新総数 96 件）
食育…14 件、虐待防止…17 件、子ども・子育て支援制度…25 件、子どもの心…3 件、子どもの預かりサービス…4 件、幼稚園、保育園、認定こども園…10 件、ワークライフバランス…4 件、その他…19 件

【その他】（更新総数 19 件）
健やか親子 21 関係…8 件、推進協議会…5 件、その他…6 件

3-1. 課題・内訳別 更新内容

C-2 に示した課題と内訳別に分類した掲載情報を C-3-2 から C-3-5 に示す。B-2 で示しているように、健やか親子 21 の課題に関連する情報として、省庁や健やか親子 21 推進協議会参加団体のホームページなどから収集したもので、掲載先へリンクを行った。

3-2. 【課題 1】に関するトピックス

<自殺対策>

2014. 4. 13

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（平成 25 年度）（第 5 回）議事要旨の公表について（文部科学省）

2014. 5. 18

「平成 25 年中における自殺の状況」公表について（内閣府）

2014. 5. 25

「学校における子供の心のケア-サインを見逃さないために-」の掲載について（文部科学省）

2014. 8. 24

平成 26 年「地域における自殺対策取組事例集」の掲載について（内閣府）

2014. 8. 24

ゲートキーパー養成研修用テキスト（第 3 版）の掲載について（内閣府）

2014. 8. 31

平成 26 年度自殺予防週間（9 月 10 日（水）から 16 日（火）まで）の実施について（内閣府）

2014. 9. 14

「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」および「子供の自殺等の実態分析」の公表について（文部科学省）

2014. 10. 19

いじめ防止対策協議会の設置について（文部科学省）

2014. 11. 16

政府広報「友だちのピンチ、身近なおとなに話そう。」キャンペーンについて（文部科学省）

2014. 11. 16

「友だちのピンチ、身近なおとなに話そう。」の公開について（政府広報オンライン）

2014. 11. 23

いじめの問題に対する取組事例集の掲載について（文部科学省）

2014. 12. 21

「全国いじめ問題子供サミット」の開催について（文部科学省）

<飲酒・喫煙対策>

2014. 4. 27

夏季セミナー 未成年者飲酒予防研修会「学校に求められる未成年飲酒防止教育・実態とその背景」記録集無料頒布のお知らせについて（日本学校保健会）

2014. 6. 29

平成 26 年度文部科学省補助事業『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』

研修会（7/24、横浜）の開催について（日本学校保健会）

<薬物乱用>

2014. 6. 22

薬物乱用防止教育『ダメ。ゼッタイ。』普及運動リーフレットの公表について（厚生労働省）

2014. 8. 31

薬物乱用防止指導員養成事業の開始について（厚生労働省）

2014. 10. 5

少年からのシグナル（平成26年）の公表について（警察庁）

2014. 10. 5

「麻薬・覚醒剤乱用防止運動～危険ドラッグを含めた薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化～」実施について（厚生労働省）

2014. 10. 19

「薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします！（一般啓発用）」（平成26年10月1日現在）掲載について（厚生労働省）

2014. 11. 2

短編マンガ「危険ドラッグの、本当の怖さを知っていますか？」掲載について（政府広報オンライン）

<生活習慣改善活動>

2014. 6. 8

早寝早起き朝ごはんポケットガイド制作について（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）

2014. 7. 20

「早寝早起き朝ごはん」ボランティア研修の開催について（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）

2014. 8. 3

中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会第一回の開催について（文部科学省）

2014. 8. 31

中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会の議事録と配布資料について（文部科学省）

2014. 9. 28

中高生を中心とした子供の睡眠習慣に関する科学的知見の整理分科会（第1回）議事概要掲載について（文部科学省）

2014. 11. 23

中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会（第2回）議事概要掲載について（文部科学省）

2014. 11. 30

早寝早起き朝ごはんガイド（幼児用）を改訂について（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）

2014. 11. 30

早寝早起き朝ごはんのポスター完成について（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）

2015. 2. 1

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会フォーラム（3/12、東京）開催について（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）

2015. 2. 15

中高生を中心とした子供の生活習慣が心身へ与える影響等に関する検討委員会（第3回）議事概要掲載について（文部科学省）

2015. 2. 15

平成26年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰について（文部科学省）

<学校の安全対策>

2014. 4. 13

ヒヤリ・ハット調査「小学生の身の回りの危険」について（東京都生活文化局消費生活部生活安全課）

2014. 4. 20

「体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点（抜粋版）」掲載について（日本スポーツ振興センター）

2014. 4. 20
【教材カード 4月号】こんな事故が起こっています（幼稚園・保育所編）掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 4. 27
「屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集」の公表について（文部科学省）
2014. 6. 8
【教材カード 6月号】「プールでの事故に気をつけよう！」掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 7. 6
『体育活動における熱中症予防 調査研究報告書』、『通学中の事故の現状と事故防止の留意点 調査研究報告書』掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 7. 13
事故防止事例（後編）-学校の管理下における転落事故（窓・庇）-の掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 8. 10
事故防止事例-学校の管理下における食物アレルギー-掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 8. 24
通学中の事故の現状と事故防止の留意点調査研究報告書の公表について（日本スポーツ振興センター）
2014. 11. 9
Web 杜のたより 第 37 号（2014. 10）-転落・落下事故防止の取組み-掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 11. 30
セミナー『学校でのスポーツ事故を防ぐために』開催について（日本スポーツ振興センター）
2015. 2. 8
【教材カード 2月号】遊具の安全点検～鉄棒～（教職員向け）掲載について（日本スポーツ振興センター）
2015. 2. 15
- 【地域だより】当たり前を見直すこと～学校安全を今一度、考える～掲載について（日本スポーツ振興センター）
- <学校保健>
2014. 5. 18
学校保健安全法施行規則の一部改正等の通知について（文部科学省）
2014. 6. 1
夏季セミナー『思春期の学校歯科保健』研修会開催について（日本学校保健会）
2014. 6. 8
「平成 25 年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書」の公表について（日本学校保健会）
2014. 6. 22
「学校における耳鼻咽喉科救急疾患の対応と処置」マニュアル（日本耳鼻咽喉科学会製作）の掲載について（日本学校保健会）
2014. 9. 7
「がん教育」の在り方に関する検討会（第 1 回）配付資料公表について（文部科学省）
2014. 9. 14
学校保健委員会の設置状況更新について（日本学校保健会）
2014. 10. 12
平成 26 年度学校保健及び学校安全表彰～文部科学大臣表彰の被表彰者等の決定について（文部科学省）
2014. 11. 9
【教材カード 11月号】「ノロウイルスの感染をひろげない（中学生・高校生向け）」の掲載について（日本スポーツ振興センター）
2014. 11. 30
第 72 回学童歯磨き大会の実施について（日本学校歯科医会等）
2014. 12. 21
「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き掲載について（文部科学省）
2015. 1. 26

- 学校保健統計調査-平成 26 年度(速報)の結果の概要公表について(文部科学省)
2015. 2. 8
「ありのままのわたしを生きる」ために(性教育ハンドブック vol. 6)の発刊について(日本性教育協会)
- <情報モラル、インターネット教育>
2014. 8. 31
「子供のための情報モラル育成プロジェクト」キックオフ記者発表会～考え方～家族みんなでスマホのルール～の内容掲載について(文部科学省)
2014. 9. 7
「子供のための情報モラル育成プロジェクト」～考え方～家族みんなでスマホのルール～掲載について(文部科学省)
2014. 9. 28
「青少年のインターネット利用環境づくりハンドブック(保護者・教職員・指導員向け)」掲載について(内閣府)
2015. 2. 8
「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(協力依頼)通知掲載について(文部科学省)
- <子ども・若者育成支援>
2014. 10. 12
平成 26 年度「子ども・若者育成支援強調月間」開催について(内閣府)
- <非行・問題行動>
2014. 6. 29
平成 26 年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」開催について(内閣府)
2014. 10. 19
平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等結果公表について(文部科学省)
2014. 11. 23
成 26 年版犯罪白書公表について(法務省)
- <給食・アレルギー問題>
2014. 7. 13
クラスの友だちへの理解のため 紙芝居(改訂版)発行について(日本学校保健会)
2014. 9. 21
平成 25 年度学校給食栄養報告-調査結果の概要掲載について(文部科学省)
2015. 1. 26
【教材カード 1 月号】「食物アレルギー」って、なあ～に(小学校低学年向け)掲載について(日本スポーツ振興センター)
2015. 2. 15
平成 25 年度学校給食実施状況等調査の結果公表について(文部科学省)
- <放課後児童クラブ>
2014. 10. 26
放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会【第 6 回】配布資料の掲載について(文部科学省)
2014. 11. 9
平成 26 年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(5 月 1 日現在)の掲載について(文部科学省)
2014. 12. 14
放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会【第 8 回】(「子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会」第 4 回専門研修ワーキングチーム(放課後児童クラブ))議事次第と資料の掲載について(文部科学省)
- <体力、運動能力>
2014. 6. 15
学校体育実技指導資料第 4 集「水泳指導の手引(三訂版)」の掲載について(文部科学省)
2014. 12. 6 平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の掲載について(文部科学省)

<その他>

2014. 1. 19

平成 24 年度「学校運営の改善の在り方に
関する取組」成果報告書の掲載について
(文部科学省)

2014. 2. 2

「青少年の体験活動推進企業表彰」の受賞
企業及び「みんなで体験活動ワールド」(表
彰式) の案内について (文部科学省)

2014. 2. 16

平成 24 年度要保護及び準要保護児童生徒
数の公表について (文部科学省)

2014. 3. 16

平成 25 年度特別支援教育に関する調査の
結果公表について (文部科学省)

2014. 3. 23

第 9 回思春期医学臨床講習会(5/18、東京)
の開催について (日本小児科学会)

2014. 5. 25

中・高校生の社会参画に係る実践力育成の
ための調査研究の実施について (文部科学
省)

2014. 7. 20

「不登校に関する実態調査」～平成 18 年
度不登校生徒に関する追跡調査報告書～
の公表について (文部科学省)

2015. 1. 19

「【発達障害】発達障害ってなんだろう？」
の掲載について (政府広報オンライン)

2015. 2. 15

平成 25 年度特別支援学校のセンター的機
能の取組に関する状況調査実施結果公表
について (文部科学省)

2015. 2. 22

市民公開セミナー「思春期医療の現状と今
後の展望を考える」(3/28、東京) 開催に
ついて (日本小児科学会)

3-3. 【課題 2】に関するトピックス

<妊娠・出産>

2014. 4. 6

「母子健康手帳について」のページ開設に
について (厚生労働省)

2014. 5. 10

助産業務ガイドライン 2014 の公表につい
て (日本助産師会)

2014. 5. 10

「トキソプラズマと母子感染」掲載につい
て (日本産婦人科医会 先天異常部)

2014. 6. 1

新作教材「将来、ママにパパになりたいあ
なたへ」の紹介について (日本家族計画協
会)

2014. 6. 8

セミナー「赤ちゃん研究が解き明かす胎
児・新生児の身体・こころの発達の不思議」
開催について (日本助産学会)

2014. 6. 15

「より充実した母子のケアのために 産
科混合病棟 ユニットマネジメント導入
の手引き」公表について (日本看護協会)

2014. 7. 13

セミナー「赤ちゃん研究が解き明かす胎
児・新生児の身体・こころの発達の不思議」
(8/3、東京) 開催について (日本助産學
会)

2014. 7. 6

「妊娠等について悩まれている方のため
の相談援助事業連携マニュアル改訂版」公
表について (日本産婦人科医会)

2014. 9. 14

「デング熱感染を心配している妊婦のみ
なさまへ」のお知らせ掲載について (日本
産婦人科学会、日本産婦人科医会)

2014. 9. 14

「医師のみなさまへ-妊婦女性のデング熱
感染に関するお知らせ」掲載について (日
本産婦人科学会、日本産婦人科医会)

2014. 9. 28

「私のおススメ 1 冊」更新について (全国
助産師教育協議会)

2014. 11. 9

- 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！～妊娠期からの切れ目のない相談と支援」公開について（政府広報オンライン）
2015. 3. 1
「妊娠婦さんと赤ちゃんへの思いやりマタニティマーク」掲載について（政府広報オンライン）
- <母子保健>
2014. 6. 22
通知文「母子保健計画について」（6月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発）掲載について（厚生労働省）
2014. 7. 13
母子保健指導者研修会（千葉会場）9/12開催について（母子衛生研究会）
2014. 9. 21
平成26年7月調査「母子保健に関する世論調査」の結果公表について（内閣府）
2014. 11. 16
平成26年度母子保健家族計画事業功労者厚生労働大臣表彰の案内について（厚生労働省）
2015. 1. 26
母子保健関係者を対象セミナー「子どもの元気を育むために」の開催について（母子衛生研究会）
- <妊婦の風しん対策>
2014. 6. 29
生まれてくる赤ちゃんのために「防ごう大人の風しん」掲載について（政府広報オンライン）
2014. 10. 5
「風しんの感染予防の普及・啓発事業」のホームページ開設について（厚生労働省）
- <不妊治療>
2014. 4. 6
「不妊に悩む夫婦への支援について」掲載について（厚生労働省）
- <働く女性の妊娠・出産>
2014. 4. 20
「有期契約労働者の育児休業ハンドブック～子育てをしながら働き続けたい パート・アルバイト・派遣社員・契約社員のために～」掲載について（厚生労働省）
2014. 7. 27
PPTファイル「働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ 職場でつらい思い、していませんか？」の掲載について（厚生労働省）
2014. 12. 21
【特集】専門家コラム「母性健康管理への社会的関心の広がり」掲載について（厚生労働省「女性にやさしい職場づくりナビ」）
2015. 2. 22
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014の公表について（内閣府）
- <母乳育児>
2014. 5. 25
母乳育児Q&A「ビタミンDと母乳育児」の掲載について（日本ラクテーション・コンサルタント協会）
2015. 1. 13
“母乳育児を希望されているお母さんへ”掲載について（日本母乳の会）
- <妊婦の禁煙>
2014. 4. 27
2014年世界禁煙デーの開催について（厚生労働省）
- <産婦人科医>
2014. 9. 28
第7回産婦人科意識動向調査結果公表について（日本産婦人科学会）
2014. 10. 26

- 「医師・歯科医師・薬剤師の皆さんに届出のお願い」掲載について（厚生労働省）
2014. 11. 23
- 「産婦人科医師の勤務実態と将来ビジョン」公表について（日本産婦人科医会）
- 3-4. 【課題 3】に関するトピックス**
- < SIDS >
2014. 6. 15
- 「SIDS 家族の会 20 年間のあゆみ～小さな子どもの命を守り、遺族をささえるために～」の案内について（SIDS 家族）
2014. 11. 21
- 「乳幼児突然死症候群（SIDS）」の対策強化月間の実施について（厚生労働省）
- <予防接種>
2014. 4. 13
- 予防接種啓発リーフレット「キヨウコのワクチン」6 種類の掲載について（厚生労働省）
2014. 4. 20
- 予防接種で予防可能な疾患の患者報告数公表について（国立感染症研究所）
2014. 8. 10
- 「水痘ワクチン定期接種化前後の任意接種勧奨」掲載について（日本小児科学会）
2014. 8. 31
- 麻しん風しん予防接種の実施状況公表について（厚生労働省）
2014. 9. 7
- 麻しん風しん予防接種の実施状況平成 25 年度（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）の公表について（厚生労働省）
2014. 11. 16
- 「小さなお子さんや高齢者のいるご家庭へ 水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌感染症が定期の予防接種になりました」の掲載について（政府広報オンライン）
2015. 1. 19
- 子ども予防接種週間の実施について（日本医師会、日本小児科医会、厚生労働省）
2015. 2. 22
- 子ども予防接種週間の実施について（国立感染症研究所）
- <子どもの事故防止>
2014. 4. 6
- 「平成 24 年度 家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を公表について（厚生労働省）
2014. 4. 6
- 「Injury Alert（傷害速報）」の更新について（日本小児科学会）
2014. 4. 13
- 「マインドマップってなんだろう？新しい幼児安全法短期講習」の案内について（日本赤十字社）
2014. 4. 27
- 地方消費者行政活性化事業報告書「子どもの自転車事故に関する調査」の公表について（消費者庁）
2014. 4. 27
- 「子どもを自転車事故から守るために-ブレーキ点検とヘルメット着用の重要性について-」の掲載について（消費者庁）
2014. 4. 27
- 子どもの安全性向上のための CSD 認証制度 初の認証登録 4 件誕生について（キッズデザイン協議会）
2014. 5. 10
- 東京くらし WEB 「ペダルなし二輪遊具で転倒！」の注意情報掲載について（東京都生活文化局消費生活部）
2014. 5. 10
- 「第 2 回傷害予防教育セミナー」開催について（日本小児保健協会）
2014. 6. 15
- 注意情報「傘でのケガに注意しましょう！」掲載について（東京都生活文化局消費生活部）
2014. 6. 15

- Injury Alert(傷害速報)更新について(日本小児科学会)
2014.6.22
「乳幼児(特に1歳以下)のボタン電池の誤飲に注意!-重症化することを知らない保護者が6割も!!-」の掲載について(消費者庁)
- 2014.6.29
子ども用衣料(ひもの安全基準)のJIS案を公表について(経済産業省)
- 2014.7.6
「ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意-衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生-」の情報掲載について(国民生活センター)
- 2014.7.13
「ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意-衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生-」動画追加について(国民生活センター)
- 2014.7.13
「乳幼児の屋外におけるやけどに注意!~夏の日差しで遊具の金属部分等が高温に~」の情報提供について(東京都生活文化局消費生活部)
- 2014.7.20
お役立ち情報「夏休みは危険がいっぱい!?子供の非行・被害を防ぐために」追加について(政府広報オンライン)
- 2014.7.20
お役立ち情報「水の事故、山の事故を防いで海、川、山を安全に楽しむために」追加について(政府広報オンライン)
- 2014.7.20
幼児安全法講習~時代のニーズに合わせた教本刷新について(日本赤十字社)
- 2014.7.20
報道発表資料「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の公表について(国土交通省)
- 2014.7.27
- 消費者安全調査委員会報告書「機械式立体駐車場(二段・多段方式、エレベーター方式)で発生した事故」の公表について(消費者庁)
- 2014.7.27
夏祭り中の玩具の事故にご用心(水でふくらむビーズ編/光る玩具編)の情報提供について(日本中毒情報センター)
- 2014.7.27
「ボタン電池の小児の誤飲事故」の情報提供について(日本中毒情報センター)
- 2014.8.3
Injury Alert(傷害速報)の更新について(日本小児科学会)
- 2014.8.10
「第8回キッズデザイン賞」決定について(経済産業省)
- 2014.8.24
平成24年度「キッズデザイン製品開発支援事業」情報活用整備プロジェクトの成果公表について(経済産業省)
- 2014.8.24
「抱っこひもからの転落に注意!」情報提供について(東京都生活文化局消費生活部)
- 2014.8.31
「医師からの事故情報受付窓口」の開設について(国民生活センター)
- 2014.9.7
見守り情報に「ペダルなし二輪遊具 坂道では使用しないで」掲載について(国民生活センター)
- 2014.9.14
教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(第1回)の資料掲載について(内閣府)
- 2014.9.21
教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(第1回)の資料掲載について(内閣府)
- 2014.10.5